

# 千葉県循環器病対策 推進計画について

## (中間報告)

令和3（2021）年12月22日（水）  
健康福祉部 健康福祉政策課

## ○ 千葉県循環器病対策推進計画とは

循環器病対策の基本となる事項を定める「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下、基本法）が令和元年12月1日に施行された。

基本法に基づき、令和2年10月に国から示された「循環器病対策推進基本計画」に即して、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等を目指し、千葉県循環器病対策推進計画を策定する。

策定にあたっては、保険、医療又は福祉の業務に従事する各関係者の意見を踏まえつつ、継続的に各取組みを進めていくため、令和3年8月に循環器病対策推進協議会を設置した。

なお、計画期間は令和4年4月から令和6年3月を予定している。

## ○ 策定の方針

- ・ 都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針  
(健が発1029第1号令和2年10月29日(厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知))
- ・ 循環器病対策推進基本計画  
(健発1027第1号令和2年10月27日(厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知))
- ・ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法  
(平成30年12月14日号外法律第105号)

## ○ 基本法

第一条 (前略) 循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。)の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病に係る対策(以下「循環器病対策」という。)に関し(中略) 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第九条 政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第十一条 都道府県は(中略) 当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定しなければならない。

2 都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ(中略)当該都道府県循環器病対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

第二十一条 都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画に関し、第十一条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、都道府県循環器病対策推進協議会(以下この条において「都道府県協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

# 循環器病対策推進基本計画案 概要

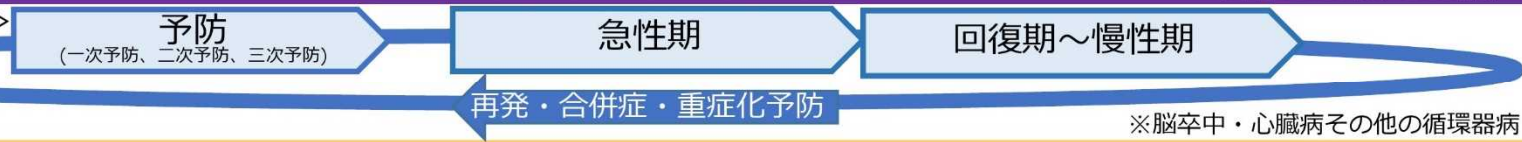
(国資料)

## 全体目標

「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。

(3年間：2020年度～2022年度)

<循環器病※の特徴と対策>



## 個別施策

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 ▶ 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

### 1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

○ 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃から国民への循環器病に関する知識(予防や発症早期の対応等)の普及啓発

### 2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ▶ 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進
- ② 救急搬送体制の整備 ▶ 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ▶ 地域の実情に応じた医療提供体制構築
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 ▶ 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進
- ⑤ リハビリテーション等の取組 ▶ 急性期～回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ▶ 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組
- ⑦ 循環器病の緩和ケア ▶ 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援 ▶ 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備
- ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援 ▶ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 ▶ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備

### 3. 循環器病の研究推進

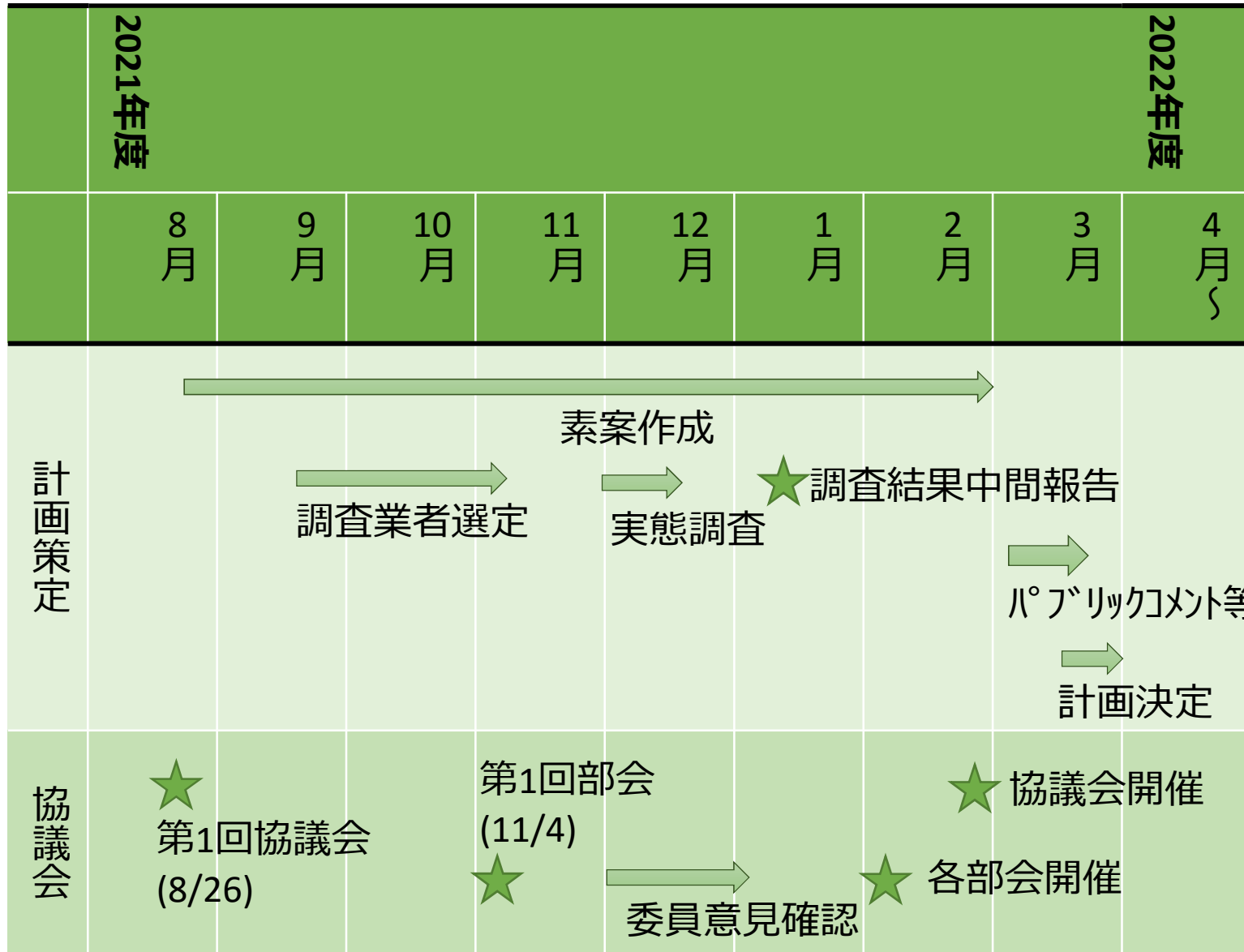
- 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
- ▶ 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進
  - ▶ 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

## 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

- 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等

健康寿命の延伸・年齢調整死亡率の減少

# スケジュール



調査結果を  
次年度以降の  
施策等に活用



### ○ 千葉県循環器病対策推進協議会

- 患者団体や救急業務従事者、医療・福祉等の現場での従事者や学識経験者など委員19名と専門委員4名で構成。
- 令和3年8月26日に第1回協議会を実施し、計画の基本的な策定方針を協議し、実態調査やスケジュールについて意見を聴収した。
- 令和3年11月4日に心血管疾患・脳卒中部会を実施し、計画の構成や実態調査の各項目について意見を聴収した。

### ○ 循環器病対策実態調査

- 計画策定に向けて県内の診療体制や各疾患への認知度の把握のため、調査を実施。
- 医療機関へは県内の脳卒中、心血管疾患治療を実施している病院に対し、令和3年11月29日付で送付、12月17日回答期限。
- 併せて県民の意識調査についてWebアンケートを実施・集計中。
- その他、救急搬送実態調査等、必要に応じて既存の調査結果の分析を行う。

### ○ 計画の策定スケジュール

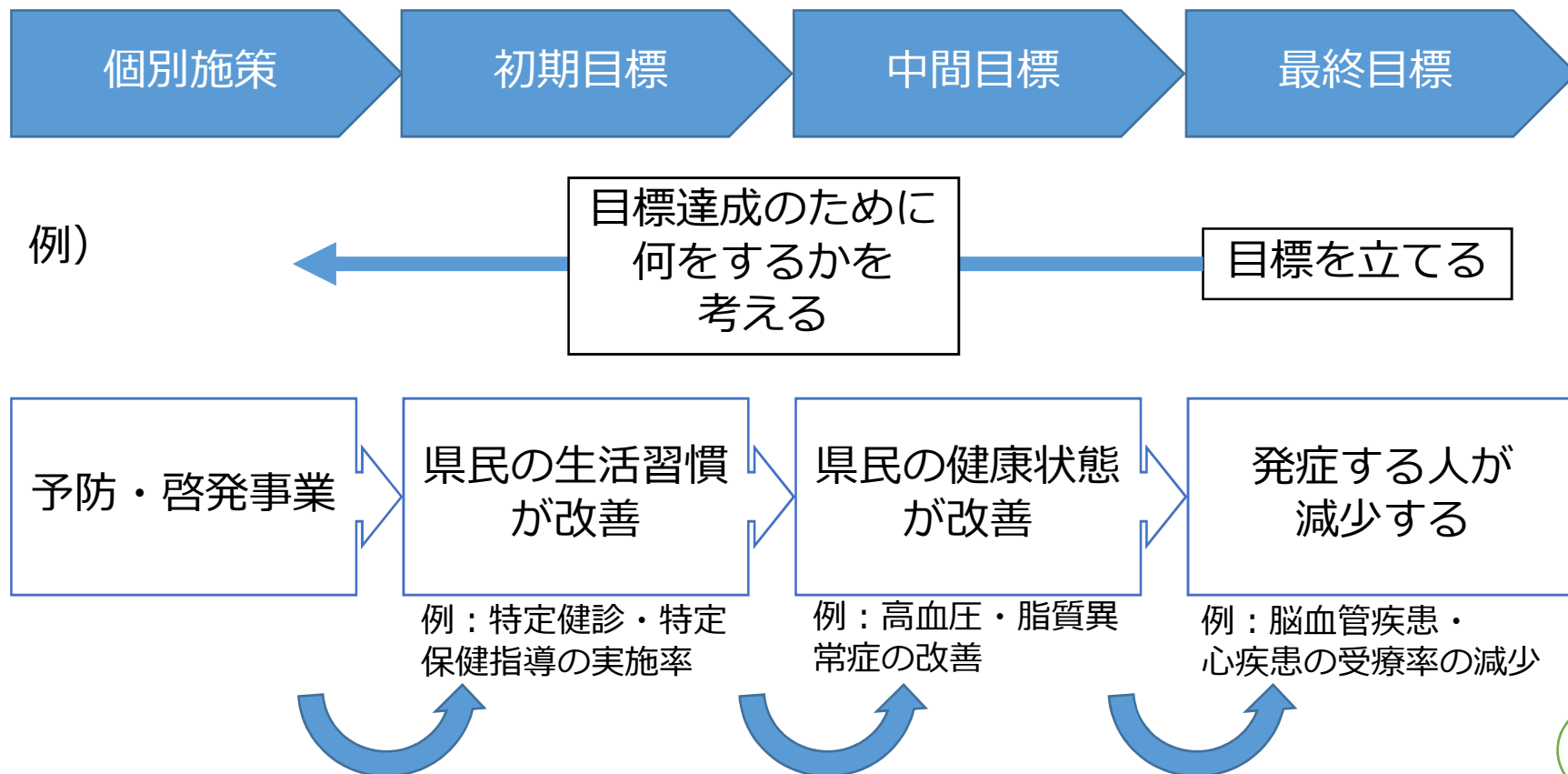
- これまでの協議会部会での意見や、意見照会、実態調査等の中間報告などを踏まえ、計画の具体的な内容について事務局案を作成。
- 協議会や部会において各委員の意見を再度いただき素案を策定。
- パブリックコメントを踏まえ、令和4年3月末までの計画策定を目指す。

### ○ 医療計画との連携

- 令和6年度の医療計画の見直しに併せて、循環器計画も第2期改定を行う予定。

## ○ ロジックモデルを活用

ロジックモデルとは、ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの（文部科学省HP）。





## ○ 計画の趣旨

- 基本計画を基本として本県の実情を踏まえた、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「患者等に対する保健、医療、福祉サービス提供体制の充実」などに関する施策を展開し、「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

## ○ 全体目標

- 3年以上の**健康寿命の延伸**
- 循環器病の**年齢調整死亡率の減少**

## ○ 各疾患の現状

- 脳卒中とは
  - ・ 「脳卒中」「くも膜下出血」「脳梗塞」 .....
- 心血管疾患（心不全）とは
  - ・ 「心不全」「大動脈解離」「冠動脈疾患（心筋梗塞）」「先天性心疾患」「心臓弁膜症」「末梢動脈疾患」 .....

## ○ 予防

- 生活習慣と循環器疾患の関係についての周知
  - ・ 食塩摂取量の減少
  - ・ 運動習慣者の割合の増加
  - ・ 成人の喫煙率の減少 等
- 特定健診・特定保健指導による循環器病予防対策の推進
  - ・ 特定健診受診率の向上
  - ・ 特定保健指導実施率の向上
  - ・ 高血圧の改善
  - ・ 脂質異常症の減少 等

## ○ 急性期

- 「FAST」など発症時の症状に関する知識の普及（早期の搬送要請）
- 搬送基準の検討・県内統一（搬送時間の減少）
- 受け入れ可能な医療機関の情報共有（適切な搬送先の早期確保）
- 各医療機関の医療機能に関する情報共有
- 脳卒中对応病院での役割の明確化（医療資源の効率的な活用） 等

## ○ 回復期

- 入退院支援・連携パスの充実（医療機関連携・多職種連携の強化）
- 脳卒中の後遺症（麻痺・うつ・摂食嚥下障害等） 等

## ○ 地域生活期（維持期）

- 介護サービスとの連携（再発予防）
- 治療と仕事の両立（生活の質の向上） 等

## □ 各病期におけるリハビリテーションの充実

## ○ 急性期

- 搬送基準の検討・県内統一（搬送時間の減少）
- 受け入れ可能な医療機関の情報共有（適切な搬送先の早期確保）
- A E Dの普及（超急性期の早期治療）
- 夜間輪番制の検討（医療資源の効率活用）
- 急性心筋梗塞、急性心不全への対応力強化（適切な治療の提供） 等

## ○ 回復期

- 心臓リハビリ実施施設の増加（医療資源の確保）
- 心臓リハビリ認定士の増加（医療資源の確保） 等

## ○ 地域生活期（維持期）

- 連携手帳の普及（再発予防）
- 心臓リハビリ実施率の向上に向けた取組（再発予防）
- 治療と仕事の両立（生活の質の向上） 等

## □ 各病期におけるリハビリテーションの充実